

随意契約（相手方指定）調書

件名	建物管理業務委託（臨時開館日）	5200065
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額1,570,800円（消費税込み）	

契約相手方	千代田スバック株式会社 営業本部 (法人番号：3010401017837)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	単価契約	

業者選定理由書

件名	建物管理業務委託（臨時開館日）
指名業者（案）	名称 千代田スバック株式会社 営業本部 所在地 港区芝浦4丁目3番4号 代表者 営業本部長 小高 勝
特命理由	<p>本件は、「マイナンバーカード窓口」の日曜祝日の開館に伴い生じる、セントラル荒川ビルの開錠・施錠、空調機・昇降機の運転等、施設設備の管理業務を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>上記業者は、セントラル荒川ビルの管理会社である。臨時開館日についても、通常のビル開館日と同じ対応を行う必要があるため、他社を指定することはできない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）